

平成26年度  
一般会計、各特別会計及び水道・病院事業会計

第3回定例会

8月31日  
～9月15日

# 歳入歳出決算を認定

深川市議会は、平成二十七年第二回定例会を、八月三十一日から九月十五日までの十六日間開催しました。

今議会では、深川市職員の再任用に関する条例の一部改正など条例等十件、補正予算四件、決算認定十件、教育委員会委員の任命一件及び意見案三件などの審議を行いました。

また八月三十一日から三日間にわたって一般質問を行い、十人の議員が市政の各般にわたって市長の見解をたきました。

## 可決した条例等

◎北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について（原案可決）

本市が加盟している北海道市町村職員退職手当組合において、道央地区環境衛生組合ほか五団体が解散により脱退し、とちち広域消防事務組合が新たに加盟することから、規約の一部を変更するものです。

◎深川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について（原案可決）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が本年十月一日に施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、本条例において引用する特定警

察職員等の定義を定めている地方公務員等共済組合法の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法に新たに規定されることから、条例の一部を改正するものです。

◎深川市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◎深川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例について

（以上二件、原案可決）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」が公布され、全ての国民に個人番号が付番されるマイナンバー制度の実施に伴い、深川市個人情報保護条例の一部改正及び

個人番号の利用等に関する新たな条例の制定を行うものです。

深川市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、番号法では、保有する住所、氏名等の個人情報に個人番号を結びつけたものを特定個人情報と定め、その取り扱いについて、より厳格な保護措置を講ずることとされたことから、国等の機関に適用される同法の規定の趣旨を踏まえた保護措置を、同法の規定により本市においても同様に講ずるため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、特定個人情報の利用目的の範囲を超えた利用や提供の制限に関する規定を新設すること、情報提供等記録を除く特定個人情報の利用停止請求に関し、番号法違反による停止事由を加えること、特定個人情報の開示請求等をできる者

として、任意の代理人を加えること、また、個人情報の定義において、事業を営む個人の当該事業に関する情報に関し、番号法との整合を図るための改正を行うなど、所要の整備を行うものです。

深川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、番号法では、個人番号を利用する社会保障・税・災害対策に関する事務で、特定個人情報を庁内連携により処理することができ、事務、また、地方公共団体内の他の執行機関へ特定個人情報の提供を行うことができる事務を、それぞれ、地方公共団体の条例で定めることとされていることから、本市において実施する事務について、条例で定めるものです。

◎深川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

◎深川市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

（以上二件、原案可決）

北空知一市四町で構成する北

空知圏振興協議会の中の民生部会では、国が推進する地域包括ケアシステムの構築に向け、北空知圏域における医療及び介護をどのように確保し持続していくかなどについてさまざまな検討が進められ、昨年十月の中間報告において、当圏域における地域包括ケアシステムの構築には、一市四町が共同し広域で取り組むことが効果的であること、民間の医療機関あるいは介護保険事業所では実施が難しいとされる訪問看護や訪問リハビリ事業等について、圏域のセンター病院である深川市立病院にその機能を整備することを期待する旨が報告されました。こうした経過を受け、市立病院において、訪問看護事業についての体制整備などの可能性を検討し、地域包括ケアシステムの中核を担う市立病院としての果たすべき役割等に鑑み、訪問看護事業に着手するものです。

具体的には、本年十月末より、北空知一市四町を対象として事業展開を図ることとし、そのために、深川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例において、訪問看護事業の実施に関する規定を加え、また、深川市立病院使用料及び手数料

条例の一部を改正する条例においては、当該事業に係る費用の算定に関する規定を追加するなど、所要の改正を行うものです。

◎深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について (原案可決)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布により、本年十月から国民一人一人に個人番号が付番となり、本人宛てに個人番号通知カードが送付されます。また、平成二十八年一月からは、本人の希望により個人番号カードを交付することとしていますが、いずれのカードも初回交付手数料は、当分の間、国が負担し、市民の費用負担はありませんが、紛失等により再交付を受ける場合は有料となることから、手数料について条例に規定するものです。

◎深川市手数料徴収条例の一部を改正する条例について (原案可決)

建築基準法の一部を改正する法律の公布により、本年六月から一定規模以上の建築物の確認申請に義務づけられる構造計算適合性判定の申請方法が変更さ

れ、これまでは、本市の建築主事を経由し北海道知事または指定構造計算適合性判定機関に申請していたものが、六月からは、建築主が直接、指定構造計算適合性判定機関に申請し、その結果を確認申請書類に添付する方法に変更されたことに伴い、市が構造計算適合性判定に係る手数料を徴収する必要がなくなることから、条例の当該規定を削除するものです。

また、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価の性能表示事項の改正に伴い、長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じた住宅を普及促進することを目的として、本市においてこれまで実施している長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請について、耐震性や耐久性等を評価した住宅性能評価書を活用した申請方法が新たに追加されたため、北海道などが採用している基準を参考に算定した当該認定申請に係る手数料について、条例で新たに定めるものです。

◎深川市営住宅条例の一部を改正する条例について

深川市公営住宅等長寿命化計画に基づき進めている稲穂団地の建てかえ事業として、同団地の一部、三棟十戸を用途廃止するとともに、耐火構造二階建て一棟、一LDK二戸、二LDK四戸、三LDK三戸、合計八戸を供用開始するため、条例中の別表第一の一部を改めるものです。

(原案可決)

可決した補正予算

◎専決処分の承認について

○平成二十七年深川市一般会計補正予算(第四号) (承認)

◎平成二十七年深川市一般会計補正予算(第五号・第八号) (原案可決)

◎平成二十七年深川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号) (原案可決)

可決した意見書

(内閣総理大臣などに送付しました)

- ◎地方財政の充実・強化を求める意見書
- ◎子ども医療費無料化の制度化と、国庫負担削減の廃止を求める意見書
- ◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

(以上3件、議員提案)

教育委員会委員に

轡田光章さん 一任命に同意一

教育委員会委員 轡田光章さんは、9月24日をもって任期が満了するため、引き続き同氏を任命したいとの提案があり、8月31日の本会議で全会一致で同意しました。

## 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付した平成26年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率が下表のとおり報告されました。

### ◆健全化判断比率 (単位：%)

名称	深川市の健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	赤字額なし	13.38
連結実質赤字比率	1.49	18.38
実質公債費比率	15.1	25.0
将来負担比率	144.5	350.0

※健全化判断比率が早期健全化基準を上回ると早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、自主的に財政の早期健全化に向けた取り組みを行わなければなりません。

### ◆資金不足比率 (単位：%)

公営企業会計の名称	深川市の資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足額なし	20
病院事業会計	18.0	20
農業集落排水事業特別会計	資金不足額なし	20
地方卸売市場特別会計	資金不足額なし	20
下水道事業特別会計	資金不足額なし	20

※資金不足比率が経営健全化基準を上回った公営企業会計は経営健全化計画を策定し、公営企業の健全化に取り組まなければなりません。

## 深川市功労者の提案に同意

市功労者表彰条例に基づき、市勢の発展と市民生活の向上に特に功労のあった方を表彰し、市民の市勢振興に対する意識の高揚を図っています。

本年度は、公益・自治功労者11人を表彰することの提案があり、議会は全会一致でこれに同意しました。

### ●公益功労者

- ・竹原 光明さん（納内町）
- ・岩間 輝夫さん（納内町）
- ・岡部 誠二さん（一已町）
- ・中本 恵才さん（納内町）
- ・小川 広見さん（文光町）
- ・高桑 廣さん（北光町）

### ●自治功労者

- ・故 東出 治通さん（音江町）
- ・北畑 透さん（5条）
- ・長野 勉さん（一已町）
- ・太田 幸一さん（新光町）
- ・松田 俊雄さん（音江町）

## 平成26年度 一般会計、各特別会計及び水道・病院事業会計歳入歳出決算を認定

8月31日に平成26年度各会計決算が提案された後、これらを審査するため決算審査特別委員会を設置し、8月31日、9月2日、8日、9日及び10日の5日間にわたって委員会を開催しました。

9月15日の本会議で鶴岡委員長から報告があり、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については賛成多数、その他の会計については全会一致で認定しました。



委員長	鶴岡 恵司	
副委員長	和田 秀隆	
委員	近沢 弘幸	宮澤 孝司
	田中 昌幸	佐々木一夫